

言語聴覚士 学校養成所カリキュラム改善検討会 殿

言語聴覚士 学校養成所カリキュラム等改善検討会とりまとめ報告書（案）  
に対する意見書

本日の第8回検討会にて、言語聴覚士 学校養成所カリキュラム等改善検討会とりまとめ報告書（案）に対する意見として、意見書の形で提出させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

<意見内容>

1. 資料2-2 取りまとめ報告書（案）

別添5 臨床実習指導者講習会の開催指針

3. 受講対象者

実務経験5年以上の言語聴覚士

この部分を「実務経験4年以上の言語聴覚士」へ修正していただくようお願いいたします。

指定規則では臨床実習指導者の要件が5年以上の実務経験が必要であることから、臨床実習指導者講習会の受講者につきましても実務経験5年以上と解釈しておりました。しかし、受講対象者の要件について改めて考えますと、実務経験5年以上で臨床実習指導者になることを希望する場合には、前年度（実務経験4年以上）に講習会を受講することが必要になります。したがって、実務経験年数を5年以上ではなく、4年以上としていただくようお願いいたします。

2. 資料2-2 取りまとめ報告書（案）

1) 別添3 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

別表1 教育内容と教育目標

専門分野 発声発語・摂食嚥下障害学 の教育目標の中で、発話障害 という表現があります。この部分を教育内容のタイトルに合わせて 発声発語障害 への修正をお願いいたします。

まず、検討過程でこの部分が変わったことに気づかなかったことをお詫びいたします。

しかしながら発声発語・摂食嚥下障害学に該当する教育目標は発話障害、摂食嚥下のみの記載です。言語聴覚障害学の領域では発話障害には音声障害を含まないことが通常であるため、発話障害、摂食嚥下障害の記載では発声発語障害領域の教育内容に網羅されない障害がでる可能性があります。

一方、発声発語障害はこれまでも使用されてきた領域名でもありますので、網羅されない障害が出る心配はありません。

このため、発話障害を発声発語障害へ修正いただくようお願いいたします。

2) 別添4 厚生労働省告示で指定する科目の協議の審査基準

別表2 別表1の科目の協議審査基準

また、別添4の別表2においては、指定科目の発声発語・摂食嚥下障害学の教育目標に、発話障害（音声障害，構音障害，吃音・流暢性障害を含む）や摂食嚥下障害となっています。別添3の養成所指導ガイドラインにおける科目の教育内容と異なっています。発話障害（音声障害，構音障害，吃音・流暢性障害を含む）を別添3と同様に発声発語障害へ修正いただくようお願いいたします。

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

会長 深浦 順一

一般社団法人 全国リハビリテーション学校協会

理事長 高木 邦格